

ペットの鳥または家禽のハワイ入島の条件 Importing birds and poultry into Hawaii

一部の家禽（かきん）を除くほとんどの鳥類は、**2種類の許可証**（Plant Quarantine Import Permit と Poultry and Bird Permit from the Livestock Disease Control Branch）が必要です。

Plant Quarantine Import Permitは、Plant Quarantine Branchより入手可能です。この許可証は、輸入者が手配してください。

Plant Quarantine Branch
Department of Agriculture
1849 Auiki Street
Honolulu, Hawaii 96819
Phone: (808)-332-0566
Email: hdoa.info@hawaii.gov

または、こちらのウェブサイトから書類をダウンロードできます：http://hdoa.hawaii.gov/ai/files/2012/12/pq-7_fillable.pdf

ハワイ州では多くの鳥類が規制されており、入島が許可されない場合、または条件付きのみ入島が許可される場合があります。規制されている種類をこちらのウェブサイトのリストよりご確認下さい。<http://hdoa.hawaii.gov/pi/pq/import-program/pq-non-domestic-animal-and-microorganism-lists/>

ペットの鳥または家禽がハワイに持ち込み可能かどうか事前にしっかり確認して下さい。

（Prohibited speciesのリストに記載されている種類の鳥は、規制により入島が許可されません。）

米国の他の州では家禽と分類されることが多いですが、ホロホロチョウ、クジャク、キジ、一部のカモ／アヒル類、ガチョウは、Plant Quarantine Import Permitが必要です。詳しい事は、Plant Quarantine Office (808)-832-0566までご連絡下さい。Plant Quarantine Import Permitの他に、家畜伝染病予防法に基づきPoultry and Bird Import Permitが必要です。

家畜伝染病予防法に基づく輸入検疫

アメリカ本土で発生しているウェストナイル病が広がるのを防ぐため、2002年10月より、全

ての家禽、ペットの鳥、生後1日目のヒナ、孵化直前の卵は、Livestock Disease Control BranchよりPoultry and Bird Import Permit (West Nile Virus Import Permit)の発行が必要になりました。また、ほとんどの種類の鳥類は、出発前7日間（168時間）の隔離及び隔離期間終了後36時間以内のハワイ入島が条件となります。これは、ウエストナイル病の疑いのある鳥がハワイに入島するのを防ぐ為です。この7日間の隔離が免除されるのは、孵化直前の卵、生後1日のヒナ、生後4週間目以上の鶏、キジ、ウズラ、イワシャコ、カワラバト（ドバト）、セキセイインコです。

健康証明書を発行する獣医師、または孵化場の責任者（孵化直前の卵、生後1日のヒナ）は、対象となる鳥／卵がハワイに出発する10日以上前にLivestock Disease Control Branch, Import and Compliance Sectionに入島に必要な条件の確認及びPoultry and Bird Import Permitの申請を行なう事ができます。

Livestock Disease Control Branch, Import and Compliance Section

Phone: (808)-837-8092

Fax: (808)-837-8094

Email: hdoaic@hawaii.gov

家禽

「家禽」とは、カモ／あひる、ガチョウ、ハト、及びキジ目に分類される鶏、七面鳥、ホロホロチョウ、クジャク、キジ、ライチョウ、ヤマウズラ、ウズラ等やその卵のことを意味します。

鶏の孵化直前の卵、生後一日目のヒナ、さらに生後4週間目以上の鶏、キジ、ウズラ、イワシャコ、カワラバト以外の全ての家禽は、USDA-APHIS認定獣医師の監視のもと、出発前7日間（168時間）の蚊からの隔離及び隔離期間終了後36時間以内のハワイ入島が必要です。

更に、輸入される家禽は、州または国より、ひな白痢／チフスなしと認定された群れに生まれたか入島30日以内に検査によりひな白痢／チフスが陰性であると証明されることが必要です。また、出発60日以内に生ウィルスワクチンの接種はできません。

個体識別のため、それぞれ翼帯または脚帯を装着し、その番号は健康証明書に明記されている事が重要です。生後一日目のヒナは、翼帯または脚帯の装着から免除されます。また、健康証明書には、“Free from external parasites”（外部寄生虫なし）と明記されていることも必要です。

ハワイに入島する全ての家禽は、輸入者の敷地内において**7日間の野鳥からの隔離**が必要です。

ペットとして飼われている（家畜用ではない）鶏は、さらに、ハワイ入島14日以内に、hemagglutination inhibition assay（赤血球凝集抑制試験、HI法）によりニューカッスル病ウイルスが検出されない（陰性である）ことが証明されなければなりません。

家禽以外の鳥類：

セキセイインコを除く家禽以外の鳥類全てにおいて、認定獣医師の監視のもと、出発前7日間（168時間）の蚊からの隔離及び隔離期間終了後36時間以内のハワイ入島が必要です。また、出発60日以内に生ウイルスワクチンを接種していない事が健康証明書に明記されていなければなりません。

個体識別のため、それぞれ翼帯か脚帯の装着、またはマイクロチップの埋め込みが必要で、その番号が健康証明書に明記されている事が重要です。また、健康証明書には、“Free from external parasites”（外部寄生虫なし）と明記されていることも必要です。カナリア、フィンチ、セキセイインコ、オカメインコ、ハトは個体識別から免除されます。更に、ハワイに入島する全ての鳥は、輸入者の敷地内において**30日間の野鳥からの隔離**が必要です。

その他の注意事項：

鳥が輸送されるケージは、蚊が入り込まないように細かい目のネット（新品、もしくは丁寧に洗われ、担当獣医師が許可したもの）で囲ってください。

鶏の孵化直前の卵か生後1日目のヒナ以外は、U.S. Postal Service（アメリカ合衆国郵便公社）での輸入はできません。

鳥のハワイ入島は、ホノルル国際空港のみで許可されています。また、全ての鳥は、Airport Animal Quarantine Holding Facility（空港動物検疫保管施設）にて検疫が行なわれた後お引き渡し致します。航空会社の担当者が鳥を検疫が行なわれる施設まで移動します。検疫が行なわれている時間は、7:30AMから4:30PMまでです。入島の条件が満たされていない鳥は、アメリカ本土に返送されるか、国際便で到着した場合には国外に輸送されます。